

Title	法曹の質から見た、慶應義塾大学及び中央大学の合同リーガルクリニック教育
Sub Title	The joint legal clinic education of Keio University and Chuo University from the viewpoint of the quality of legal professionals
Author	三澤, 英嗣(Misawa, Eishi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2025
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.54 (2025. 2) ,p.[233]- 250
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	片山直也教授・鹿野菜穂子教授・本郷亮教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20250225-0233

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法曹の質から見た、慶應義塾大学及び中央大学の合同リーガルクリニック教育

三 澤 英 嗣

- 第1 東京弁護士会の新たな法曹養成制度に対するアプローチ
- 第2 本件リーガルクリニックの原点
- 第3 慶應義塾大学及び中央大学とのリーガルクリニック（本件リーガルクリニック）
- 第4 「法曹の質」論からの検証

第1 東京弁護士会の新たな法曹養成制度に対するアプローチ

1 はじめに

東京弁護士会は、その公設事務所であった渋谷パブリック法律事務所を通じて、2014年から、慶應義塾大学及び中央大学の両法科大学院に対し、リーガルクリニックの授業をスタートさせ、今年で11年を迎えた。2021年からは、渋谷パブリック法律事務所から名称変更した三田パブリック事務所が閉所した関係で、東京弁護士会自身が両法科大学院と提携し、委員会である法曹養成センターにおいて、夏休み期間に、リーガルクリニックの授業（以下「本件リーガルクリニック」という。）を行っている。

東京弁護士会は、渋谷パブリック法律事務所（後の三田パブリック法律事務所）の開設から、約20年にわたり、法科大学院におけるリーガルクリニック教育に関わってきた。20年前、弁護士会が、法科大学院内にインハウス事務所として公設事務所を設置し、そこを拠点に、リーガルクリニック教育をすることは、当時としては、初めての試みであり、その後、この方式は、岡山パブ

リック法律事務所が岡山大学法科大学院に支所を開設したことにもつながっている。

司法制度改革審議会意見書から20年が経過し、東京弁護士会のこの20年のリーガルクリニックを振り返り、改めて法科大学院におけるリーガルクリニックを位置づけるとともに、今後のあり方を検討してみたい。

2 新しい法曹養成制度に関する東京弁護士会の関わり方

(1) 2001年6月12日、「司法制度改革調査会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」が作成され、それに基づき、我が国の司法制度は新たな時代を迎えることになった。そこでは、3つの柱（①国民の期待に応える司法基盤の構築、②司法制度を支える法曹のあり方、③国民的基盤の確立）が掲げられた。②は、①及び③の柱を達成するために不可欠の人的基盤の整備であり、そのために質量ともに充実した法曹を生み出すための新たな法曹養成システムが設けられた。これが法科大学院を中核とする法曹養成制度であった。

東京弁護士会は、従前から司法修習の弁護士実務修習を引き受けていただけでなく、多くの司法研修所教官を輩出し、法曹養成に深くコミットしていたが、この新たな法曹養成制度にどのように関わるかについては、当初、必ずしも明確な方針があったわけではなかった。もちろん、東京弁護士会の会員には、法科大学院の教員になっている者も多数いたが、弁護士会として、どのように関わるかの課題であった。

(2) 他方で、東京弁護士会は、「司法の民主化」とともに「法の支配を社会の隅々に」という理念を実現するために、司法制度改革に積極的に参画し、東京に居住しながらも弁護士の支援を受けられない市民のために対応できる法律事務所（都市型公設事務所）を作る必要があると考え、2002年に東京パブリック法律事務所を開設した。東京パブリック法律事務所は弁護士任官推進のための宿り木機能（任官後の事件引継機能）の事務所であるとともに、市民の駆け込み寺という役割を掲げた。東京弁護士会は、この東京パブリック法律事務所を

皮切りに、弁護士会としての役割を果たす手法として、都市型公設事務所を開設し対応することを開始した¹⁾。

2004年には、滞留していた刑事国選事件への対応や、司法制度改革の目玉であった裁判員裁判事件において充実した弁護活動を行う弁護人の養成のために、北千住パブリック法律事務所を開設した²⁾。なお、2008年には、東京23区に比較して弁護士数が少ない多摩地域での市民の司法アクセスに対応するため、地域司法の充実という目的を掲げ、多摩パブリック法律事務所が設立された。

(3) このように、東京弁護士会は、司法制度改革の理念を実現すべく、それぞれの目的・役割に見合った公設事務所を設置していったが、司法制度改革の柱の一つであった「人的基盤の整備」としての新しい法曹養成制度にも積極的に関与するため、2004年、國學院大學法科大学院内に渋谷パブリック法律事務所を設立し、ここを拠点に理論と実務を架橋するリーガルクリニック教育を実施することにした。

法科大学院は、それまでの司法試験という点による法曹の選抜ではなく、専門職たる法曹を、プロセス教育によって養成することを目的として構想された。その背景には、司法試験の法曹選抜機能が硬直化し、合格者年齢が高くなると同時に、法律の勉強が受験予備校の答案作成テクニックに偏り（いわゆる「金太郎飴的な答案」）、このような選抜方法では我が国の司法を維持・発展させることができなくなるといった危機感があった。また、点による選抜では、一般市民の感覚とずれている人物を取り込んでいるという疑念もあった。

そこで、司法制度改革では、法の支配を社会の隅々まで行き渡らせるための法曹人口の拡大と同時に、現状のままの合格者拡大は問題であるとの認識の下、「法曹の質」を維持・向上する方法として、法科大学院制度を法曹養成制度の中核として設けたのである。

1) 「連載 都市型公設事務所の挑戦」(法学セミナー 2008年1月号～2008年9月号)

2) 「連載 都市型公設事務所の挑戦」(法学セミナー 2008年10月号～2009年1月号)

渋谷パブリック法律事務所のリーガルクリニックは、この中核たる法科大学院制度の枠内で位置づけられた。

第2 本件リーガルクリニックの原点

1 本件リーガルクリニックの原点

本件リーガルクリニックは、現在、東京弁護士会の法曹養成センターという委員会が実施主体となっていて行われているが、その原点は、前述したとおり、東京弁護士会が、國學院大學法科大学院内に都市型公設事務所として渋谷パブリック法律事務所を設置し³⁾、そこで始めたリーガルクリニックにある。本件リーガルクリニック以前は、國學院大學、明治学院大学、東海大学、獨協大学の法科大学院4校に対し、リーガルクリニックを実施していた。

渋谷パブリック法律事務所で行っていたリーガルクリニック（以下「渋谷リーガルクリニック」という）の手法については、渋谷パブリック法律事務所と東京弁護士会法曹養成センターが、2016年に「臨床法学教育ハンドブック」を作成しており、そこにはリーガルクリニック教育について、以下のとおり、整理されている。

(1) 渋谷リーガルクリニックの目的

渋谷パブリック法律事務所は、法科大学院教育が掲げていた「実務と理論の架橋」に賛同し、それをリーガルクリニックという形で具現化した。すなわち、学生が、法科大学院で学修した法理論を、生の事件の中で展開すると同時に、そこでの学びをフィードバックさせることで、自らが学んできた法理論を再学修し、それを深化させることを目指した。

のみならず、学生が実際の依頼者から直接聴取するなどして、社会で不利益を受けている方たちの実相を感じ取り、その際、法曹となる自分たちはどのよ

3) 「連載 都市型公設事務所の挑戦」(法学セミナー 2009年2月号～2009年5月号)

うに対応すべきかを、自律的に考えることも重要な目的としていた。

(2) 何を学ぶのか

渋谷パブリック法律事務所では、リーガルクリニックを、学生が具体的事件を通じて法理論、法制度の理解を深め、事案の分析の重要性を認識し、分析力を深める効用を持つものと位置づけ、さらに法曹としての基本的倫理観を習得させる効用をも有するものと考えていた。

そして、そのために、学生を受け身にするのではなく、学生に主体性を身につけさせることとともに、法曹としての公益性を理解させることを意識していた。

特に、法律を学習する者は、往々にして、人生経験が豊富とは言えず、社会における多様な価値観に接する機会が少なく、他方で、法曹としての同質的な集団になりがちで、異質な価値に対して理解に欠けるきらいがある。法曹を目指す学生は、リーガルクリニックを受講し、生の事件に触れることで、社会に存在する不公平、不公正、さらにはその不利益を受ける社会的弱者の存在を認識し、司法によってその問題を是正することの重要性を認識しなければならない。この是正活動は、弱者の権利擁護活動であり、すなわち、法曹としての公益性を意味する。

(3) 渋谷リーガルクリニックで学ぶべき5つのこと

上記の目的を達成するために、渋谷リーガルクリニックでは、以下のとおり、リーガルクリニックで学ぶべきことを、大きく5つに整理した。

- ①「法」を学ぶこと。これは、単に実体法や手続法を学ぶという意味ではなく、法が具体的事件の中で、どのような役割を果たしているかを理解すること
- ②紛争解決のために、裁判官、検察官、行政機関等それぞれの機関の役割や権限、義務を理解すること
- ③紛争解決のために、依頼者の抱える問題点を発見すること、それを創造的

に解決すること

- ④依頼者のために活動すると同時に、ときに対立する可能性もある法曹としての倫理観を理解すること
- ⑤他者と共同して活動できるようになること

（4）受講対象となる学生

法パブリリーガルクリニックが対象とした学生は、法曹倫理の学修と、ある程度法律についての学修が進んでいることが求められていたため、受講対象となる学生は、法科大学院の最終学年である未習3年生、既修2年生であった。

（5）チームの人数

法科大学院ごとに受講生3人を1チームとし、チームを編成した。参加人数によっては、2人となるチームもあったが、原則3人をチーム編成の単位とした。当初、法科大学院生を3人にするか、2人にするかの議論もあったが、学生2人で意見が割れた際に、チームとしてやりにくくなるのではないかということから、3人を原則とした。

（6）リーガルクリニックの期間

授業の期間は、未習3年次、既習2年次の前期に、毎週1回の授業として実施していた。全15回の授業であった。

第1回の授業は、合同でガイダンス的な授業を行い、リーガルクリニックを受講することの意義及び学生が守るべき守秘義務について講義を行い、第2回～第6回で、生の事件を通じたリーガルクリニックを行い、第7回の授業では、全チームが中間報告会を行った。第8回～第14回で、再び担当事件のクリニックを行い、第15回で、全チームが一堂に会し最終合同報告会を実施した。

（7）リーガルクリニック対象事件について

事件については、すでに終了している事件ではなく、現在進行形の生の事件

を対象とし、事件数は1チーム2、3件を担当することとした。事件の種類については、生の事件であれば、民事事件、刑事事件、行政事件を問わなかった。

ただ、指導担当弁護士が学生にどのような事件を当てて、学生のどのような能力を鍛えるかについては、指導担当弁護士全員の会議で検討し、対象事件を決定することにした。具体的には、リーガルクリニックの指導担当弁護士は、学生が以下の項目を学修できるかを意識し、学生に提供する事案を選定した。

1 法的知識・理論の理解の深化

- ①条文、判例、学説の理解の深化
- ②法制度・手続に対する理解の深化
- ③現行法・制度に対する問題意識・批判的視点の涵養

2 論理的思考能力の向上

3 各種実務技能の習得

- ①問題発見・分析、解決技能の習得
- ②法調査・事実調査技能の習得
- ③文書作成技能の習得
- ④面談・コミュニケーション技能の習得

4 弁護士倫理の習得

5 法曹というプロフェッションに対する理解・関心、問題意識の深化

6 研究者教員との連携

(8) プレゼンテーションの機会

15回の授業のうち、中間点である7回目に、法科大学院ごとに、全チームが各々それまで行ってきたケースから一つを選び、他チームの前でプレゼンテーションをし、質疑応答をする機会を設けた。

さらに、最終授業は、最終合同報告会と称し、提携していた法科大学院4校の全チームが一堂に会し、各校の代表チームがプレゼンテーションをし、質疑応答することにした。

学生が必ずプレゼンテーションする機会を設けたのは、学修したことを他人

に分かりやすく説明することは、法曹にとって極めて重要な能力と考えていたからであり、また、第三者からその場で質問を受けることで、学生は、自分の事件に対する洞察の甘さを見返すこともできるし、そのことがさらなる学修意欲の向上に繋がるからでもある。

第3 慶應義塾大学及び中央大学とのリーガルクリニック（本件リーガルクリニック）

1 本件リーガルクリニックについて

(1) さて、渋谷パブリックリーガルクリニックは、その後慶應義塾大学と中央大学の法科大学院とのリーガルクリニック（本件リーガルクリニック）として引き継がれていく。但し、法科大学院での前期や後期という形で実施することができず、夏休み期間を利用することになったため、渋谷パブリック法律事務所が実施していた全15回の授業形式のもの（フルバージョン）は実施できなかった。そのため、ショートバージョン（5回から7回程度）で実施することとなった。

しかし、事務所が培ってきた方法論は崩さずに実施されており、授業の第1回はリーガルクリニック受講の意義及び学生の守秘義務をテーマにガイダンス授業を合同で実施し、クリニックのチームは学生3人及び指導担当弁護士で構成し、生の事件に取り組み、最後に合同報告会を設け、全チーム（学生30人で、10チーム）がプレゼンテーションをすることにした。

期間が短くなった影響で、事件数が1件と限定されてはいるが、本件リーガルクリニックが目指している事柄は、本質的に変わらない。

(2) ただ、実施する中で、若干異なる点も生じた。

すなわち、もともと、渋谷パブリックリーガルクリニックは、法科大学院の最上級生を予定したものであったが、両校の法科大学院の学生は、最上級生ではなく、基本的には、未習2年次、既習1年次の学生が多かった。これは、学生の司法試験対策とも関連していたようで、最終学年は、卒業後の司法試験に備えたい

という理由で、最終学年の前年の夏休みの方がリーガルクリニックを受講しやすいということのようだった。

しかし、両校の学生の学修が進んでいたこともあって、クリニックの実施に特段の不都合はなかった。

実際、学生からの評価も高く、学生の評価の中には、「法科大学院の教室で学んだものが、リーガルクリニックを受講することによって、平板なものから3D化した」というものもあり、これは、学生が、学修した法的知識を、担当した事案の中で、組み立てることができるようになったという意味と思われる。学生にとって、単なる法的知識が、使える法的知識に変化したと思われる。学生が自ら、理論と実務を架橋した瞬間でもある。

両校に対するリーガルクリニックは、ショートバージョンとしてのリーガルクリニックではあったが、総括すれば、順調に実施されてきていると思われる。

2 「在学中受験」下でのリーガルクリニックのあり方

(1) 本件リーガルクリニックが開始された後も、法曹養成制度は変化し続けた。「法学部3年+法科大学院2年」という法曹コースが導入されると同時に、法科大学院の在学中に司法試験受験が可能となった。この点、リーガルクリニックの授業を実施するにおいて、もっとも影響を受けると思われたのが「在学中受験」が導入されたことであった。

在学中に、司法試験の受験資格を得るには、司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに、以下の区分に応じ、それぞれ以下に定める単位を修得していることが必要となる。

- 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）の基礎科目 30単位以上
- 法律基本科目の応用科目 18単位以上
- 選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）） 4単位以上

(2) したがって、学生が在学中受験をする法科大学院は、未習者が2年次の3月までに（既修者は1年次の3月までに）、上記単位を取得できるよう、カリキュラムを組まなければならない。わかりやすく言えば、これまで法科大学院未習者が3年間で取り組んでいたことのうち、少なくとも司法試験科目に該当するものは、2年間で学ばなければならない。

そういう意味では、学生にとっては、かなり窮屈な2年間となると思われた。既習に限って言えば、既習1年次に終えていなければならない、在学中受験を予定している学生は、リーガルクリニックを受講しなくなるのではと思われた。

(3) しかし、ふたを開けてみると、「在学中受験」が開始されても、大きな影響はなかった。

個人的には、在学中受験後にその夏のリーガルクリニックを受講する学生が増えるのではないかと思っていたのだが、受講生は、2023年度は24人（うち2年次18人）、2024年度は30人（うち2年次26人）であり、在学中受験実施後も、受講者数は減少しなかったし、また、2年生が多いという傾向もこれまでと変わらなかった。今後もこの傾向は変わらないものと思われる。

本件リーガルクリニックは、渋谷リーガルクリニックを原点とするものであったが、その渋谷リーガルクリニックは、あくまでも司法試験受験前のリーガルクリニックを想定していたものであり、これから司法試験を受験する学生を意識したものであった。司法試験受験前の学生を対象に作られた本件リーガルクリニックは、どちらかといえば、「法的知識・理論の深化」や「論理的思考能力の向上」にウエイトが置かれていたのだが、在学中受験導入後も特別に修正する必要はなかった。

第4 「法曹の質」論からの検証

1 「法曹の質」とは何か

(1) 前述したとおり、法科大学院制度は、法曹の量が増えると同時に質を確

保するための制度的な工夫であった。この20年間実施してきた法科大学院教育と東京弁護士会の実施してきたリーガルクリニック教育は、「法曹の質」との関係では、どのように位置づけられるのだろうか。

そこで、まずは、「法曹の質」とは何かを改めて確認したい。この問いに対して、司法制度改革審議会意見書においては、以下のとおり記載され、法曹は「社会生活上の医師」と位置づけられている。

○司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）⁴⁾

・Ⅰ 第2 2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

・Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

まず、質的側面については、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

(2) さらに、司法制度改革審議会意見書を受けて作成された司法制度改革推進計画においては、次のように、「法曹の質」を示している。

○司法制度改革推進計画（2002年3月19日閣議決定）⁵⁾

・Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化 第2 法曹養成制度の改革

4) https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/ikensyo/index.html

5) https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/sihou_suishin/keikaku/020319keikaku.html

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

このように司法制度改革の中で求められた法曹像とは、かなり高度、高品質な法曹である。

(3) また、法科大学院の認証評価機関でもある日弁連法務研究財団は、「法曹の質」の検証方法についての研究成果において、以下のとおり、法曹の質の要素を示している⁶⁾。

① 人格識見に関する要素

- イ 柔軟な思考力・優れた判断力
- ロ 人権感覚
- ハ 高い倫理感
- ニ 自己研鑽の意欲

② 法実務に関する要素

- イ 法的基本知識
- ロ 事実に要件・効果をあてはめて法的判断を下す能力
- ハ 依頼者に対する聞き取り能力
- ニ 事実や証拠を採し出す能力
- ホ 相手方との交渉能力（和解交渉を含む）

③ 法創造・立法に関する要素

6) 「「法曹の質」の検証方法に関する研究」『法と実務 vol.6』日弁連法務研究財団編（商事法務 2007 年）

- イ 問題解決策を構想し、法的ルール化する能力
- ロ 最新の法令・判例・学説を学び続ける能力
- ハ 問題発見能力
- ニ 社会問題への嗅覚
- ホ 法制度を批判的に分析する能力
- ④ 独立自営のプロフェッションに関する要素
 - イ 事務所運営能力
 - ロ 依頼人・顧客獲得能力
- ⑤ 公益活動の意欲と能力
 - イ 弁護士会活動の意欲と能力
 - ロ プロボノ活動への意欲と能力

日弁連法務研究財団の「法曹の質」検証においても、やはり、司法制度改革と同様に、求められている法曹像は、かなり高度なものである。

2 「法曹の質」と新たな法曹養成制度

(1) さて、司法制度改革において、法曹は、上記のとおり、かなり高品質な、言わば理想型としての法曹をイメージされた。問題は、このような理想型な法曹を、新たな法曹養成制度（法科大学院－司法修習）のプロセスの中で、我々は、どのように養成してきたかである。そして、法科大学院で実施するリーガルクリニックは、それにどれほど貢献できたであろうか。

(2) まず、司法制度改革審議会意見書が求めていた理想の法曹像と、現実には生じる法曹とが、そもそも一致することがありうるかと問われれば、中には、そういう人物が養成によって生まれてくるかもしれないが、残念ながら、全てそうなることは難しいだろう。

そもそも「法曹の量」を増やす一方で、このような理想的な法曹を求めること自体、ある意味矛盾しているのかもしれない。むしろ、量を増やす中で、法

曹として最低限のレベルを維持することこそが重要で、法曹養成システムは、それを前提に組み立てれば良いのではないかという考えもあり得るだろう。その意味では、司法制度改革が目指したものは、あまりに理想的すぎるという批判はあるかもしれない。

しかし、だからといって、システムとしての法曹養成制度が、その理想を断念することは残念だし、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度が立ち上がる時には、少なくとも、その理想型の法曹を生み出すためにシステムは構築されたはずである。故に、法科大学院で行われるリーガルクリニックも、基本的には、この理想型の法曹の養成に資することを求めてきたし、渋谷パブリック法律事務所が行ってきたリーガルクリニックは、そこを目指していた。

3 ベース作りとしての法科大学院教育

(1) では、法科大学院は、学生をどこまで法曹の理想型に近づけ、修了させるべきなのか？

前述したとおり、司法制度改革で誕生した法科大学院制度は、法曹養成の中核機関として定義づけられていたし、前述した理想としての法曹の養成を念頭に置いていたと思われる。

もとより、法科大学院は中核機関ではあっても、その後に司法修習も予定されているのであって、法科大学院修了時に、理想型の法曹ができあがっているわけではない。司法修習や実務での活動を踏まえて、理想型の法曹が生まれれば良いのであり、法科大学院教育では、そのためのベース作りをするのが使命であろう。

(2) ところで法科大学院教育で何を学修させるかは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」と略）の第4条に、以下のとおり、規定されている。

*連携法（令和元年改正）

(大学の責務)

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）

二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）

三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

ロ 法律に関する実務の基礎的素養

すなわち、法律上規定されている法科大学院において学生に獲得させるべき能力は、次の4つである。

①法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識）

②①の専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）

③法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

④法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、法律に関する実務の基礎的素養

（3）法科大学院教育のカリキュラム

そして、法科大学院教育では、これら4つの能力を獲得するために、次の科目群を学習することになっている（平成十五年文部科学省令第十六号専門職大学院設置基準20条の3及び23条）。各法科大学院は、この基準に合わせ、教育カリキュラムとして、これらの科目群を用意している。

①法律基本科目群（48単位以上）

公法系、民事系、刑事系

②法律実務基礎科目群（10単位以上）

民事実務の基礎、刑事実務の基礎、法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など

③基礎法学・隣接科目群（4単位以上）

基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など

④展開・先端科目群（12単位以上）

労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法、国際公法など

4 法科大学院は、法曹のベースとして何を学ぶ場所なのか

前述したとおり、法曹に求められる質は、極めて高度なものであり、そのベース作りは法曹養成の中核である法科大学院が担うものとして、新しい法曹養成は始まったと考えられるが、連携法及びそれに基づく法科大学院で学修することが求められている4つの科目群を見渡してみても、法科大学院教育で求められているのは、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理」のうち、主に法的知識や法的思考力の部分であると思われる。

逆に、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚」などの、いわば「プロフェッションである法曹の人格的要素」は、なかなか通常の授業では身につけにくいと思われる。改めて制度を振り

返ってみて、これら法曹の人格を形成する重要な部分を、どこで身につけるべきなのかは、必ずしも明らかではない。

人権感覚などは、例えばジェンダー法など、一部の科目によっては得られるかもしれないが、結局のところ、現実には、法科大学院教育は、法的知識を得ることになり傾斜しているように思われる。

そして、いわゆる「3+2」に「在学中受験」が加わったことで、さらに、この傾向が強まり、ややもすると、アカデミックな機関である法科大学院が、司法試験のための受験予備校と変わらない状況になりかねない。これでは、司法制度改革が期待していた「法曹の質」を獲得できないであろう。

もちろん、法曹養成は、法科大学院修了後の司法修習制度もあるし、さらにその後の法曹としての長いキャリアもあるのだから、豊かな人間性や感受性、人権感覚なるもの（法曹の人格的要素）は、法科大学院修了後の人生にゆだねれば良いと割り切ってしまうこともありえるかもしれない。

しかし、少なくとも法科大学院が法曹養成の中核になり得た理由は、これらの質をも兼ね備えた法曹を養成するためのベース作りが期待されていたからではなかったか。

ましてや、この間の20年で、我が国は、生殖医療や、同性婚に始まる市民の家族観など社会の価値観は大きく変容し、さらに、SNSの発達やAI等の技術革新により、今後は、予想だにしない社会が到来することも十分にあり得る。極端なことをいえば、法曹には、「人間とは何か」という本質的課題を突きつけられる時代が、そう遠くない日に来ると思われる。これからの法曹は、そのような課題にも悩みつつ、しかし、十分な対応を求められるであろう。

そして、法曹の人格的要素の形成は、大学というアカデミックな場こそふさわしいと思われる。

5 法科大学院教育と本件リーガルクリニックのこれから

(1) 仮に、大学にある法科大学院が「法曹の質」のなかでも法曹の人格的要素を身につける機関だとすれば、現状のカリキュラムの中で創意工夫をしなけ

ればならない。

しかし、現状のカリキュラムは、知識重視の4つの科目群がベースである上に、在学中受験のために構築されたものになってしまっており、残念ながら、学生がこのカリキュラムの中で法曹の人格的要素を学修することは極めて困難であろう。

(2) だとすれば、本件リーガルクリニックの中で、人間の息づかいを感じながら、依頼者と一緒に悩みを分かち合い、その解決策と一緒に考え、それを法的に構築するというクリエイティブな作業をすることが、法曹の人格的要素としてのミニマムを学修することに繋がるのではないだろうか。

そして、それは、慶應義塾大学や中央大学の法科大学院のような有力校こそ、リーガルクリニックの期間を夏休みだけではなく、半年くらいの期間にして実施するなど、率先してその範となるべきではなかろうか。

他方、本件リーガルクリニックを実施する東京弁護士会も、できる限り、法曹の人格的要素の種を植え付けられるように事件を選択したり、あるいは、事件を通じて学修させる手法を構築したりすべきであろう。

(3) なお、蛇足ではあるが、そのような法科大学院であれば、司法試験を受験しなくとも、学内成績の上位者は、司法修習を受けられるように、改めて制度設計し直すことも検討すべきである。それこそが、本来司法制度改革審議会意見書が求めていた質の高い法曹のプロセスによる養成なのである。

以上